

仕 様 書

1. 件名

新島火山沿岸域地質調査のための漁船傭船

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門（以下、「産総研」という）では、活動的火山の活動予測に資するための地質学的研究を実施している。本件は、新島の火山活動履歴の解明による新島火山の噴火推移予測高度化を行う。

3. 概要

新島火山沿岸域の海底地質調査を行うため、漁船を14日間傭船するものである。

4. 仕様

- 1) 産総研所有の沿岸用高分解能マルチビーム測深システム及び小型 ROV (BlueROV2 及び Fifish Q6) を搭載、設置、曳航可能であること。
- 2) 産総研からの研究員4名程度が乗船可能なこと。
- 3) 観測作業に必要な物品の搭載と設置のため幅約2.6m以上であること。
- 4) 昼間連続航走可能なこと。
- 5) 現場担当者が傭船期間開始時に1)に記載した観測機器を設置する。調査終了まで前記機器は設置したままを希望するが、必要な場合は協議の上移動等行う。

5. 傭船期間

2025年6月15日から2026年3月31日までの内、14日間とする。

（第一希望は2025年6月15日 - 6月30日の期間内）

6. 現地調査場所

調査海域は新島沿岸の別添図1のとおりとする。

詳細は現場担当者の指示に従うこと。

7. 現場担当者

産総研 活断層・火山研究部門 首席研究員 石塚 治

8. 傭船期間完了の確認

現場担当者による観測作業および設置機器撤収完了の判断をもって、傭船期間完了とする。

9. 安全管理ならびに環境対策

- ・当該調査行為による航行船舶、操業漁船、及び設置漁具等への影響を避けるため万全の措置を講ずること。
- ・海上衝突予防法、港則法等の関係法令を遵守するとともに、海上作業届（写し）を携行し、記載の安全対策の各項目を作業員に周知徹底させること。
- ・海上作業中は、作業用救命胴衣，安全靴，安全帽ほかの保護具を着用すること。
- ・常に見張りをを行い乗組員、航行船舶、漁業活動の安全確保及び環境保全に努めること。
- ・気象・海象変化に留意し、海上保安部及び漁協の指示に従った作業基準を遵守すること。
- ・気象・海象等に注意して、特に注意報・警報等の発令に留意し、安全な現場作業を確保できるように努めること。悪天候時の作業中止の判断は、船長と現場担当者が十分協議した上で、船長が行うこと。
- ・作業中に事故その他異常事態が発生した場合には、産総研から提供する緊急連絡体制表に従って関係先に連絡すること。海難人身事故等に遭遇した場合には速やかに局番なし「118番」（海上保安庁の緊急通報用電話番号）に通報すること。
- ・船舶関係者と産総研関係者の緊密な連携を行うこと。

10. その他

- ・自然条件の変化等により、本仕様書による調査の遂行が困難となった場合には、ただちに監督員に申し出て、その指示を仰ぐこと。
- ・本仕様書の技術的内容に関しては、現場担当者の指示に従うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者との協議の上決定する。
- ・本調査で得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。

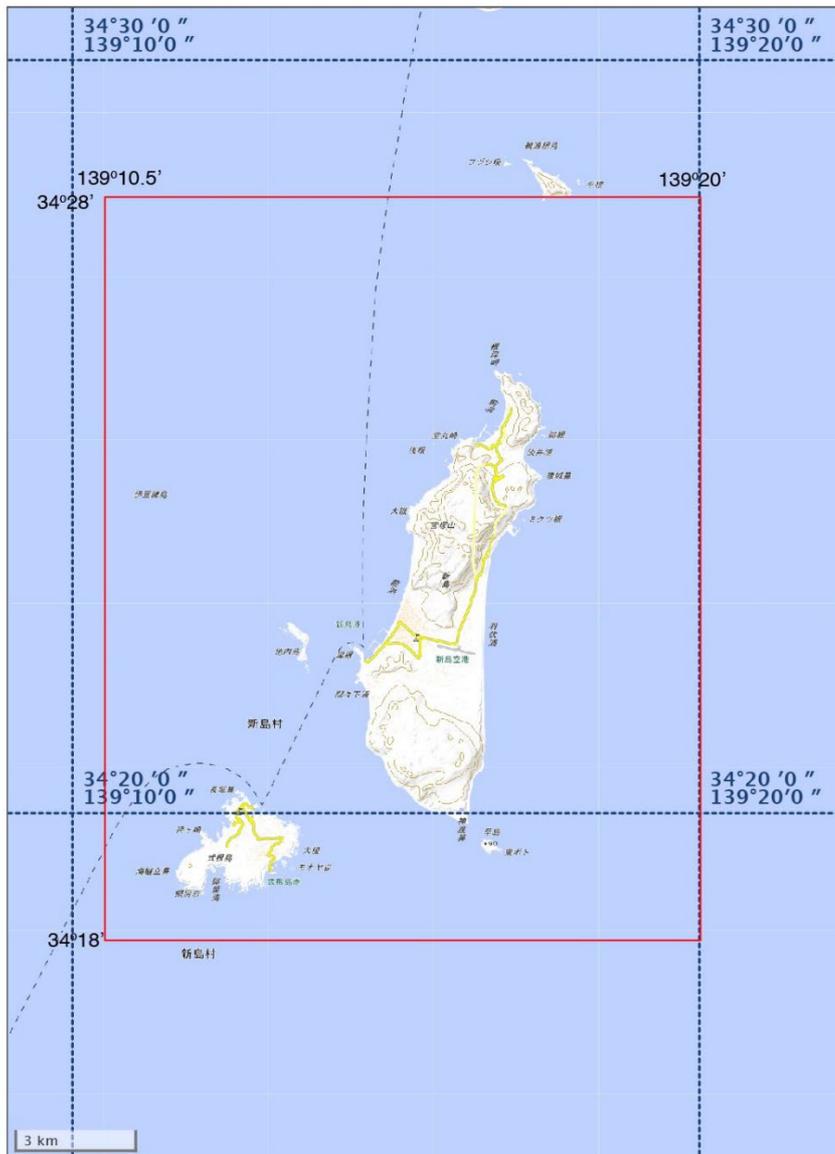


図 1 調査範囲

新島の海岸線と赤線で囲まれた範囲。ただし、港湾および航路付近は除く